

資料提供(投げ込み) 令和3年3月12日(金)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

津市自治会問題に関する
調査実施案件 調査結果報告書について

このことについて、2月1日付け「津市自治会問題に関する中間報告書」の調査実施案件にかかる調査結果報告書（No.7、No.9、No.14）についての内容は、別添資料のとおりです。

調査実施案件 調査結果報告書

- 1 ごみ一時集積所設置等事業補助金に関する事案
- 2 自治会掲示板設置補助金に関する事案
- 3 集会所建築等補助金に関する事案
- 4 防犯灯補助金に関する事案
- 5 津市商工業振興等関係補助金に関する事案
- 6 資源物持ち去り防止パトロールに関する事案
- 7 相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案（3月12日報告）
- 8 相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案
- 9 工事請負業者の地元調整に関する事案（3月12日報告）
- 10 中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案
（3月1日報告）
- 11 公園管理業務委託への市職員の関与に関する事案
- 12 中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案（3月1日報告）
- 13 市職員の私的利用に関する事案（3月1日報告）
- 14 道路占用許可に関する事案（3月12日報告）
- 15 中河原西自治会の設立に関する事案（2月25日報告）
- 16 人事異動への関与に関する事案（2月25日報告）
- 17 相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案
（2月10日報告）
- 18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案（2月10日報告）
- 19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案（2月10日報告）
- 20 その他、聞き取りの結果、新たに調査を必要とされた事案
（20-1 2月25日報告）

倉田法律事務所 弁護士 倉田 巖圓

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行

法律顧問弁護士による市職員への聞き取り調査の結果に基づき、次のとおり、それぞれの調査事案について調査結果報告として公表する。

目 次

(令和3年3月12日報告案件)

- ・No7 「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」・・・・・・・・・・ 1
- ・No9 「工事請負業者の地元調整に関する事案」・・・・・・・・・・ 8
- ・No14 「道路占用許可に関する事案」・・・・・・・・・・ 15

(令和3年3月1日報告案件)

- ・No10 「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」・ 19
- ・No12 「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」・・・ 22
- ・No13 「市職員の私的利用に関する事案」・・・・・・・・・・ 26

(令和3年2月25日報告案件)

- ・No15 「中河原西自治会の設立に関する事案」・・・・・・・・・・ 30
- ・No16 「人事異動への関与に関する事案」・・・・・・・・・・ 32
- ・No20-1 「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」・・・ 36

(令和3年2月10日報告案件)

- ・No17 「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」・・・ 41
- ・No18 「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」・・・・・・・・・・ 43
- ・No19 「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」・・・・・・・・ 47

No7「相生町地内の工事及び修繕発注に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町地内の工事の発注状況を確認した結果、一部について、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）からの要望に影響を受けた工事発注が認められたものの、相生町地内の工事発注に偏りがあるといった事実はない。相生町地内の50万円以下の随意契約により発注した修繕（以下、「少額修繕等」という。）の発注状況を確認した結果、自治会長や業者からの圧力、不当な影響を受けた事実はないものの、契約事務において不適切な事務執行の事実あり

イ 事案の概要

① 相生町地内の工事発注の状況

津北工事事務所管轄の道路維持工事については、職員からの報告によれば、平成27年度から令和2年度までの津市全域での1自治会あたりの道路維持事業の執行額が、平均913,879円である中、相生町自治会の道路維持事業の執行額は、平成27年度が4,542,566円、平成28年度が6,316,821円、平成29年度が6,625,877円、平成30年度が7,339,606円、令和元年度が324,899円、令和2年度が21,913,100円という状況であり、これを前提とすると、相生町自治会の執行額は、他の自治会に比して、令和元年度を除き高い執行額となっている。

このため、他の自治会における執行額の状況を確認したところ、相生町自治会以外にも平均額を大きく超える自治会も複数見受けられ、執行額の状態をもって、直ちに相生町地内の工事発注に偏りがあるとは言い難い。次に、道路維持工事の概要を確認したところ、側溝の老朽化対策や歩道の段差解消など、それぞれ道路維持工事として必要性等が認められる内容であった。なお、令和2年度の執行額が21,913,100円と突出しているのは、歩道の拡張及び段差解消、これに伴う側溝改修を実施したもので、道路管理上必要な道路維持工事であったとのことである。

相生町地内の道路維持工事の発注は、各年度1件であり、これらの工事の実施を自治会長が直接要望した事実もない。ただし、No9「工事請負業者の地元調整に関する事案」の調査結果報告のとおり、工事施工に係る地元説明の段階で自治会長の関与があったことは否定できない。

よって、客観的に見て、津北工事事務所管轄の道路維持工事の発注につ

いては、直ちに相生町に偏りがあるとは断じ難い状況であり、これら工事の発注に自治会長からの要望が影響したという事実は認め難い。また、津北工事事務所では、予算の都合上、多数の要望の中から必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、順次、工事発注が行われているとはいえ、特段、相生町地内の道路維持工事の発注に不自然な点は認められなかった。

一方、建設整備課が管轄する公園整備事業については、平成29年度に発注した公園整備工事において、自治会長からの要望を優先した工事発注が行われていたと思われるケースが存在する。

津市では、公園整備事業の実施に当たり、地元からの要望や苦情が多い公園の修繕、新規の公園施設の設置等を行うため、各年度一定の予算が確保されているが、その予算は、これら地元からの要望や苦情の全てに即応できるほど十分なものではなく、現実に公園整備工事を実施できるのは年に数件という状況であったようである。このため、公園整備事業の工事発注は、地元から寄せられた要望や苦情に対して、工事施工の必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、順次、行っていたといい、毎年20件程度の要望が寄せられる中、実際に工事発注が行えるのは年に5件程度で、残る案件は翌年度に持ち越していたという。

平成29年春 自治会長から建設整備課に対し口頭で、「相生町公園で、犬の散歩などを行っている者と、遊具を利用する者とをゾーン分けして欲しい」との要望があった。建設整備課職員は、公園整備事業に対する要望が多くその全てに応じられていない状況の中で、この自治会長からの要望は、必要性や緊急性が高いとは言えないと判断し、当初は、要望内容をもう少し精査するよう自治会長に指導していたという。

後日、自治会長が来庁し、公園利用者や子供が怪我をした場合は市の責任であるとして、今年度中に当該公園整備工事を実施するよう求めたという。その際、自治会長から市職員に向けて、生命・身体・財産に対して危害を加えることを告知するような言動は見られなかったとされるが、結果として、建設整備課は、当該年度にこの自治会長から要望のあった公園整備工事を発注している。

このほか、相生町地内においては、下水道局が管轄する工事として、平成29年度、平成30年度及び令和元年度にそれぞれ1件ずつ発注されているが、その全てが、老朽化する下水道管の更生工事であり、自治会長からの要望によるものではない。また、水道局が管轄する工事として、8件の工事が発注されているが、いずれも水道局における老朽管改修計画に基づく発注であり、自治会長からの要望によるものではない。

② 相生町地内の修繕の分割発注の状況

相生町地内において、津北工事事務所が過去5年間（平成27年度から令和元年度）に発注した少額修繕等は18件であった。この内、修繕対象、時期、金額、受注業者の点で、意図的に少額修繕等として分割発注が行われた可能性のある以下の3事案について検証を行った。

(1) 平成28年度相生町公園花壇撤去修繕

書面上の契約締結日（以下、「契約締結日」という。）

平成28年4月13日 契約金額491,400円

契約締結日 平成28年4月21日 契約金額498,960円

自治会長より、相生町公園の花壇に草木が茂っており見通しが悪い、子供が遊ぶ場所で防犯上よくないとの要望があり、津北工事事務所職員が現地を確認、花壇を撤去すべきと判断し少額修繕等として発注を行った（契約締結日 平成28年4月13日）。この際、見積りは、津市競争入札参加資格者名簿に登載のある、近隣の業者に依頼しており、自治会長や業者からの圧力などはなかったとされる。

当初は花壇の木の伐採撤去のみをもって発注したが、木の伐採撤去を行ったところ、花壇に発注前には確認できなかったクラックが見つかったため、同業者に花壇の撤去を追加して発注したという（契約締結日 平成28年4月21日）。なお、花壇の撤去完了後に、まとめて、3社分の見積書、請書、完成写真、請求書からなる必要書類一式の提出を求めたという。

本事案は、自治会長からの要望により行われた修繕ではあるが、要望以上に、自治会長や業者からの圧力、不当な影響などは確認できなかった。また、当初から1つの修繕を意図的に50万円以下に分割した事実までは確認できなかった。

(2) 平成28年度相生町地内側溝修繕

契約締結日 平成28年4月8日 契約金額499,991円

平成28年度相生町地内側溝修繕

契約締結日 平成29年1月12日 契約金額496,800円

平成28年度相生町地内道路修繕

契約締結日 平成28年5月6日 契約金額499,620円

側溝修繕については、近隣で下水道工事を実施する下水道局職員から、側溝に水がたまるとの報告を受け、津北工事事務所職員が現地確認を行い、側溝修繕の発注を行った（契約締結日 平成28年4月8日）。その後、この修繕に起因して、隣接する側溝に水が流れる現象が生じ、住民から苦情が寄せられたため、約9か月後に別の側溝修繕として発注されたもので

ある(契約締結日 平成29年1月12日)。また、道路修繕については、地域調整室からの依頼を受け、相生会館前の道路の段差解消を目的に発注されたもの(契約締結日 平成28年5月6日)で、この3件には、修繕のきっかけ、施工時期及び場所から見て、50万円以下となるよう意図的に1つの修繕を分割して発注したといった事実はない。また、受注業者については、津市競争入札参加資格名簿に登載される業者の中から、当該修繕に対応が可能な業者に依頼したものであり、自治会長や業者からの圧力などはなかったという。

(3) 平成29年度相生町公園トイレ内壁面塗装等修繕

契約締結日 平成29年5月29日 契約金額498,549円

平成29年度相生町公園トイレ外面塗裝修繕

契約締結日 平成29年9月11日 契約金額493,506円

平成29年度相生町公園モルタルブロック塗裝修繕

契約締結日 平成29年10月19日 契約金額499,500円

津市は相生町自治会に相生町公園のトイレ清掃を委託しているが、自治会長から、汚物をトイレの内壁につけて行く利用者がいるとして、内壁を撥水処理できないかという相談を受けた。津北工事事務所職員は現地を確認し、施工方法を検討した結果、撥水処理はできないが内壁を塗装することを決めた。なお、この施工に当たっては、津市競争入札参加資格者名簿に登載される業者の中から、小規模の塗装を受託する業者が少ないとの理由で、近隣の塗装業者に発注を行った(契約締結日 平成29年5月29日)という。

この塗装が完了後、自治会長は、津北工事事務所に対し、同公園のトイレが薄暗く、子供たちが怖くて近寄りたいため明るくできないかという要望を行っている。この要望を受けた津北工事事務所職員は、もともと、自治会長が建設整備課に対し、同公園のトイレを多目的トイレに改修してほしいという要望を行っていたこともあり、現地の状況を確認した上で、外面塗装を行うことを決めた。なお、この発注の際も、内壁塗装と同様の理由で、近隣の塗装業者に依頼した(契約締結日 平成29年9月11日)という。

さらに、自治会長は、同公園の柵が老朽化しているとして、柵の新設を要望した。要望を受けた津北工事事務所職員は現地を確認し、柵の新設までは必要ないと判断し、柵の塗装を行うことを決めた。なお、この発注の際も、トイレ塗装と同様の理由で、近隣の塗装業者に依頼した(契約締結日 平成29年10月19日)という。

この3件の修繕は、いずれも自治会長からの要望により行われた塗装

修繕であるが、要望以上に、自治会長や業者からの圧力や不当な影響などは確認できなかった。また、要望の時期や要望内容が異なり、別々の要望として処理されており、1つの修繕を意図的に50万円以下に分割して発注した事実は確認できなかった。

このほか、相生町地内においては、下水道局が管轄する修繕として、マンホール蓋修繕や下水道取付管修繕が発注されており、過去5年間（平成27年度から令和元年度）では、10件が少額修繕等として発注されている。これらの修繕発注のほとんどは、上水道管の布設替えに伴う舗装復旧や道路工事に伴って、マンホール蓋の高さ調整及び老朽化した蓋の交換が必要となり発注された修繕であるが、本来は、当該工事の受注者に対する随意契約として扱うべきところ、当該現場で施工中の下請け業者への少額修繕等として取り扱われている。それ以外にも、下水道管やマンホール等の老朽化、管詰り等、通行者の安全と下水道施設の機能保持の観点から早急な対応が必要であったものは、津市競争入札参加資格者名簿に登載される業者の中から、近隣の業者を基本に、祝休日対応や夜間対応が可能な業者に、少額修繕等として発注を行ったという。また、これらの修繕発注においては、事前に予定価格を作成することなく、業者からの見積もりによって金額を決定していたといい、見積書についても、発注した業者から他の業者の見積書を提出させていたという。

本事案は、相生町地内で工事及び修繕発注を行う、津北工事事務所及び建設整備課、水道局、下水道局における発注に関する調査結果として報告するものであり、相生町地内の公共施設に関する修繕発注の調査結果については、この調査結果には含まず、後に公表するNo8「相生会館、さくら湯の修繕工事に関する事案」に係る調査結果報告として報告する。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

① 相生町地内の工事発注の状況について

道路維持工事の発注については、相生町に偏りがあるとは言いきれず、これら工事の発注に自治会長からの要望が影響した事実は認められないこと、予算の都合上、多数の要望の中から必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、順次、工事発注が行われていることから、職員に問題となる行為は認められない。

一方、平成29年に発注された公園整備工事については、他に高い必要性や緊急性のある要望がありながら、自治会長からの要望を優先して

行われた発注であると考えられる。本来であれば、自治会長に対し、自治会長の要望よりも必要性・緊急性が高い要望があり、予算が限られる中で年度内の発注は困難であるとして、毅然とした対応をとるべきであり、市役所内に自治会長からの要望にはできる限り応えようとした雰囲気があったとはいえ、結果として、他の要望を差し置いて工事発注を行った行為には問題がなかったとは言えない。ただし、自治会長からの要望が全く理由のないものであるとは言えないことから、工事を発注した行為自体に違法性があったとまでは言い難い。

② 相生町地内の少額修繕等の発注状況について

相生町地内の少額修繕等の発注については、自治会長や業者からの圧力や不当な影響などは確認できず、当初から1つの修繕を意図的に50万円以下に分割した事実は確認できなかった。一方で、この発注に当たっては、津市競争入札参加資格者名簿に登載される業者の中から、近隣で現場を熟知している、あるいは早急な修繕対応が可能であるとの理由で、特定の業者に発注されていたことは事実である。

また、当時の津北工事事務所では、少額修繕等においては、修繕完了後に、施工業者から3社分の見積書を提出させるほか、請書、完成写真、請求書の一式を提出させていたとのことであり、下水道局においても、事前に予定価格を作成することなく、業者からの見積もりによって金額が決定されていたほか、発注した業者から他の業者の見積書を提出させていた。

聞き取りによれば、少額修繕等の発注については、当時、津市職員の中に、こうした不適切な事務処理が常態化していたといい、このような取り扱い、業者間での価格競争が事実上行われず、明らかに契約において不適切な事務執行であったと言わざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

津市職員が、自治会長からの要望があった場合には、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で自らが孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提として物事を考えるようになり、結果として、自治会長に過剰に寄り添った過度な「付度」があったということは、「中間報告書」でも報告したとおりであり、津市職員は、相生町自治会内の環境整備を目的とした、度重なる自治会長からの要望に対し、何とか自治会長と折り合いをつける形で、その要望に応じてきたものと推察できる。

地方自治法施行令第167条の2第1項において、競争入札を前提とする地方公共団体の契約方法の特例として随意契約が規定されており、この規定のもと、津市契約規則に基づき少額修繕等として発注すること自体には何ら問題がない。津市においては、平成30年度には3000件を超える少額修繕等が発注されていたとする実態からみれば、津市職員が、効率性や外圧に対する処理を優先するあまり、地元との調整が不要な近隣の業者や、早急な対応が可能な特定の業者に見積りを依頼していた、という行為は一定の理解がなし得る。しかし、その契約において不適切な事務処理がなされていたとするならば、そのことは、何かしら自治会長や特定の業者からの影響があったのではないかと疑念を持たれても致し方ない。

オ 今後必要な措置、対応

市は、本来、限られた予算の中で、要望内容から工事や修繕の必要性・緊急性・地域のバランス等を鑑みて、施工の実施について公正公平に判断すべきところ、相生町自治会内の環境整備を目的とした、度重なる自治会長からの要望に対し、断ることなく何らかの方法をもって、その要望に応えてきたと言える。今後については、毅然とした姿勢のもとで、一定の判断基準をもって、工事や修繕の実施を意思決定する仕組みが求められる。

なお、津市においては、本事案とは別に、津市監査委員会からの、平成30年度及び令和元年度の公共土木施設の少額修繕等に関する指摘を受け、津市少額修繕等内部調査委員会が設置され、令和2年11月に「津市少額修繕等内部調査委員会報告書」として調査結果が取りまとめられている。

この報告書によれば、津市では、津市監査委員からの指摘を受けるまで、地域の有力者や自治会長、市議会議員等から再三に渡る強い要望に即応するため、不具合が生じている現地の実態に対しスピード感をもって解消するために、煩雑な入札事務を避ける目的で少額修繕等として発注することが常態化しており、その契約において不適切な事務処理がなされていたとされる。

今後の少額修繕等の発注に当たっては、「津市少額修繕等内部調査委員会報告書」が示す、事業実施に係る意思決定の明確化、現行契約手続きの見直し又は契約の抜本的見直し、契約後の変更協議、不当要求行為防止制度等の活用を直ちに実行に移し、事務執行に係る書面による見える化、業者選定の公平化、事務手続きのチェック体制の強化及び変更契約等の手続きを制度化するなど、さらに公正性、透明性及び公平性を優先した制度へと見直すことが必要である。

No9「工事請負業者の地元調整に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長と市発注工事の受注者との間で、地元調整に起因し当該工事が遅延又は契約解除となった事案は少なくとも次の3件が認められた。

- ① 平成29年度工務第18号 相生町及び乙部地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事
- ② 平成30年度北道維第2号 相生町及び愛宕町地内道路修繕工事
- ③ 令和2年度営北第14号 観音公園屋外ステージ外壁改修工事

イ 事案の概要

受注者の地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（公共土木施設に適用）において、「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。」「受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。」「受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。」とされている。また、津市の特記仕様書においても、「受注者は、工事着手前はもとより、工事期間中を通じて、必要の都度、工事内容を地元住民及び通行人等関係者に周知し、工事への協力を求めるための文書を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。工事標準仕様書（建築工事に適用）においても、「受注者は、工事に関して第三者から説明の要求又は苦情があった場合、直ちに誠意をもって対応する」とされており、受注者は、一義的には市から工事を請け負った者として、地元との調整や地域からの要望に対応する責務を有すると解される。

本事案は、市職員が、本来、受注者が行うべき工事着手前の地元調整の段階で、受注者と相生町自治会長との間に介在させられた事案として、その概要は①～③のとおりである。

なお、以下において、地元調整の相手方が相生町自治会の場合は、相生町自治会長を「自治会長」とし、大門商店街商業協同組合の場合は、当該組合の理事長を務める相生町自治会長を「理事長」とする。

① 平成29年度工務第18号 相生町及び乙部地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事の概要

水道局職員が当該工事の受注者とともに、工事現場において現地確認を行った際、当該業者は舗装範囲に白いスプレーでマーキングを行った。

水道局職員は、当該業者に対し、工事内容や工事期間等の周知に加え、

例えば、工事現場に車等が停車する可能性や、地元行事等が行われる可能性もあり、地元である相生町自治会と調整してもらわなければならないこともあるため、地域のまとめ役でもある自治会長と地元調整を行うよう依頼した。なお、当該行為は、この現場に限らず同様の工事を実施する際には、受注者に依頼する内容である。

当該業者が、地元調整を行う意思がないことを知った自治会長は、水道局に対し、当該業者による工事及び今後の交渉を断る旨の申出書を提出し、マーキングを消すよう要求した。これを受け、水道局は、当該業者に対し、地元自治会から苦情が寄せられており、水道局と一緒にマーキングを消しに行ってほしい旨を伝えたが、当該業者は、「地元からの苦情は水道局で対応してほしい」と対応を拒否した。

その後、水道局職員は、発注者・受注者・地元自治会による協議を進めようと両者と交渉するも、平行線が続いた。水道局職員は、この状況を何とかしようと、第3者の力を借りて自治会長にコンタクトを取ることを当該業者に提案し、当該業者もこれに応じた。

しかし、この第3者の介入を逆に自治会長に問題視され、自治会長は水道局に対し、当該業者が第3者に情報漏洩を行ったなどとして、当該業者の公共工事入札参加資格についての審査を行うよう要望書を提出した。

水道局と当該業者は、改めて対応を協議し、当該業者から自治会長の知人を仲介者として自治会長と面談する旨の提案がなされ、水道局職員立会いの下、当該業者と仲介者、自治会長による会談が実現した。その際、自治会長は、「地元に挨拶もなくマーキングをしたのだから、マーキングを消すことが普通である。」と主張し、それを受け当該業者は、マーキングを消すことを約束するとともに、マーキングを消した後、水道局職員と一緒に工事の挨拶に行くことを伝え、自治会長からは特段の異論もなく会談を終えたようである。

しかし、翌日、当該業者がマーキングを消す作業を始めたところ、自治会長から、「当該業者が地元自治会に説明することなくマーキングを消そうとしている」との苦情の電話が水道局に入り、それを受けた水道局職員は、当該業者に電話で作業中止を命じた。

自治会長は、当該業者が反社会勢力とつながりがある、無断で工事を始めたなどとして、再度、水道局に、公共工事入札参加資格停止等の処分を求める要望書を提出した。

水道局は、このままでは工事を始められないとの判断から、津市法律顧問弁護士に法律相談を行った上、当該業者との間で「合意解除契約」を行

った。

その結果、平成29年度に相生町地内の舗装復旧工事は行われず、平成30年度「相生町及び愛宕町配水管敷設工事」及び令和元年度「相生町ほか2町地内配水管敷設工事」において、平成29年度にできなかった工事を実施した。以上が、①の事案の概要である。

② 平成30年度北道維第2号 相生町及び愛宕町地内道路修繕工事の概要

自治会長から津北工事事務所に対し、当該工事の落札者が契約締結前に当該工事に関連した事項を口外しているので事実確認をしてほしいと申し出があった。

これを受け、津北工事事務所が当該業者に事実確認を行ったところ、当該業者は一旦はそういった発言をしたことを否定したものの、事後的に、これを認めるに至った。

当該業者が工事着工に先立って、津北工事事務所を通じて自治会長に「自治会内において工事内容の周知の協力」を求めるため何度か面会を申し出たものの、自治会長は当該業者との面会を拒絶し続けた。このため、津北工事事務所は、一刻も早く工事に着工してもらいたいとの思いから自治会長と当該業者の間に入り、自治会長からの回答を当該業者に伝える等していたが、双方から納得が得られず問題が解決されぬまま一定期間が経過した。

その後、当該工事に直接関係のない第3者から、当該業者に当該工事に関する電話があったことから、当該業者は、その電話の内容について三重県警察に相談した。これにより津北工事事務所は三重県警察から、「発注者という立場から早く工事が進むよう積極的に受注者に協力すべき」との助言を受けている。

このため、津北工事事務所は、当該業者に電話をしたとされる第3者への聞き取りを実施し、その後、当該業者及び聞き取りを行った第3者とともに、自治会長宅を訪問し協議を行っている。その結果、当該業者は、自治会長からの協力を得ることなく工事を行うことが出来ることとなった。

なお、当該事案の顛末は三重県警察に報告されている。以上が、②事案の概要である。

③ 令和2年度営北第14号 観音公園屋外ステージ外壁改修工事の概要

当事案は、相生町自治会長が大門商店街商業協同組合の理事長としての立場で、地元調整に関わったものである。

そもそも、当該工事は、観音公園屋外ステージの床面の割れや塗装の剥がれにより景観性等に問題があるとして、大門商店街商業協同組合から建設整備課に改修の要望書が提出されたことを受け、当該ステージの老朽化・健全度の調査を外部委託により実施した結果、改修の必要があると判断し、令和元年度の床修繕と令和2年度の外壁改修工事の2回に分けて改修を行うこととしたものである。なお、当該検討結果は、理事長に回答されている。

入札により決定された当該工事の受注者は、請負契約を締結後、当該業者、営繕課、津北工事事務所による事前協議を実施。地元3団体（新東町南自治会、大門町自治会、大門商店街商業協同組合）のうち、大門商店街商業協同組合を除く2自治会からは訪問による工事説明は不要との回答を得たが、理事長からは、訪問による工事説明を求める要望があったため、理事長を訪問し、工事概要や安全管理等について説明することを確認した。

津北工事事務所が理事長にアポイントメントを取り、営繕課及び津北工事事務所の職員、当該業者が理事長の自宅を訪問。職員から訪問の目的、工事概要を説明したうえで、当該業者を当該工事の受注者として理事長に紹介した。（その際の当該業者の態度は、相手が不愉快に思うような態度であったとされる。）

工事概要を聞いた理事長から、塗装材料についての確認があり、直ちに現地で確認することを求められた当該業者は、営繕課職員とともに現場を確認するためにその場を離席した。理事長は、その場に残った津北工事事務所職員に対し、「当該業者に塗装の仕事をする能力があるのか。挨拶時に名刺も出そうとしない当該業者の態度はいかがなものか。態度も悪く、工事の内容も説明ができない業者がいったい今日何をしに来たのか。」などといった発言をしている。その後、現場確認を終え理事長宅に戻った当該業者に向けて、理事長が「そういう態度では今日はこれ以上話す気はない、帰ってくれ。」と発言したことから、一同は、その場を引き上げることとした。なお、上記やりとりにおいては、理事長から恫喝、脅迫ともとれる発言、そのような行間を読むような発言等は一切なかったという。

その後、当該業者から、理事長に詳細な工事内容を説明するためにも、説明の場に実際に施工を行う下請業者を同席させたい旨の要望を受け、営繕課及び津北工事事務所職員が理事長宅を訪問し、その旨を理事長に伝えるも、理事長は、あくまでも受注者である当該業者から直接説明を聞きたいと要望した。

営繕課から当該業者に、理事長が下請業者を同席させず直接受注者から説明を聞きたいとの意向を伝えたところ、当該業者は、「一人では行かない。下請けを連れてなら行く。なぜ、下請けを連れて行ってはいけないのか。一度は理事長に説明に行った。説明を聞かなかったのは理事長である。」として、従前の姿勢を崩さなかった。

これ以降、営繕課は当該業者に本事案に関し、書類の授受、架電、面談等により協議を重ねたが、当該業者は全く姿勢を崩さず、次第に当該業者は、営繕課と接触すること自体躊躇するようになった。

こういった状況が続き、指定の工期が迫る中、営繕課は当該業者に対し、①下請業者同席での工事説明を市から理事長に再度申し入れること、②申し入れが不調になった場合は、地域への周知等について協力が得られない可能性もあるが、その場合でも必要な対策を講じたうえで工事を進めること、③必要に応じ工期延長を認めること、を提示したが、当該業者からは、工事続行不能の申し出があった。なお、その際、営繕課からは、工事を中止し契約を解除した場合は、違約金が発生し指名停止等の処分がなされる可能性がある旨、伝えられている。

最終的には、当該業者から、当該工事に係る「工事続行不能届」が提出されたことを受け、契約を解除し、当該業者は津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置を受ける結果となった。以上が、③事案の概要である。

市の発注工事において、受注者が工事を円滑に遂行するために、事前に関係する自治会等に工事概要等を説明又は周知することは、受注者の責務として極めて一般的な行為である。

本来、地域のまとめ役である自治会長は、自らの地域の生活環境を少しでも良くしようと環境整備を市に求め、それを目的とした工事の施工にはできる限り協力することが当然のことである。

しかし、上記の3つの事案においては、自治会長にその姿勢は感じられず、まして、地域として受注者から実質的な損害や工事に反対するまでの迷惑を被っていないにもかかわらず、受注者の些細な態様（業者の挨拶時の態度や資質、作業手順等の不手際等）のみをもって地域としての協力を拒んでいると言える。

なお、これら事案においては、自治会長からの市又は受注者に対する脅迫の事実は認められなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

① 事案について

工事にあたっての地元調整は、受注者の責務であるところ、自治会長からの求めにより、津市職員がその調整の場面に介在させられとはいえ、自治会長の言いがかりに近い苦情をもとに、受注者側にのみ対応を求めたことは、職員として全く問題がないとは言えない。しかし、自治会長が要求した業者に対する処分や審査が行われていないことや、最終的には当該業者との合意解除に至っていることから、職員の行為に違法性が有るとまでは言えない。

② 事案について

発注者である津市が、自治会長の意向をそのまま受注者側に伝えるのではなく、適宜、双方を調整したうえで、受注者が早期に工事着手ができるよう取り計らうべきであったと言えるが、調整までに時間を要したことをもって職員の行動に違法性があつたとまでは言えない。

③ 事案について

市として工事を何としても完遂させたいとしても、この状況では何ともしがたい。下請業者同席での説明ができないかと自治会長との間を取り持とうとしており、努力もしている。

むしろ、さらに間を取り持とうとして、市が受注者に自治会長の機嫌を取るような説得行為があれば、それの方が問題である。

建築工事標準仕様書の解釈について三重県庁建設業課に、契約解除も含めた対応方法について津市法律顧問弁護士に、それぞれ相談を行っていることから、職員に問題があつたとは言えない。

エ 事案の経緯と背景

そもそも、工事に当たっての地元調整は、一義的に市から工事を請け負った者として、受注者の責務である。自治会長は、この受注者の責務を過度に強調し自らに都合よく解釈することで、受注者に対し、受注者として本来不必要な対応まで求めていたと言える。

自治会長は、受注者の地元調整に関するトラブルには必ずと言っていいほど津市の工事発注担当課の職員を介在させている。

これは、本来、受注者と自治会長との間で行われるべき地元調整を自らの立場を優位に進めるために、予算を執行すべきとの観点から何としても工事を完了させようとする市職員の立場と、工事が完了できなかった場合に受注者が受ける指名停止等のペナルティの制度を巧みに利用した手法であると推察できる。

市職員は、年度内に工事を完了させることを目的に、一日でも早く工事に着手できるよう、受注者に自治会長との地元調整を求め、トラブルの際には自治会長と受注者の間に入って、自治会長に代わって自治会長の意向を伝える役目を果たす。一方、受注者から見れば、自治会長の意向が津市職員から伝えられるため、市職員に不信感を抱く構図が成立した。

オ 今後必要な措置、対応

市は、受注者の行為に特段問題がなかったにもかかわらず、何とかして工事を完遂させたいとの思いから、自治会長の言い分を無批判に受け入れてしまい、終始、受注者に自治会長の意向に沿った対応を求めていると言っても過言ではない。

本来、市職員は、自治会長の言い分の正当性について判断し、受注者に対する不当な要求であれば、三重県警察等へ通報するなど毅然とした対応が求められるところである。

しかし、事案の経緯と背景に記述したとおり、職員が自治会長にうまく利用されていたともいえ、まして、「中間報告書」に記述したとおり、津市役所全体に自治会長に対する警戒心・恐怖心が蔓延する中で、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、できる限り自治会長の要求に応じようとするあまり、毅然とした対応が取れなかったものと推察する。

今後については、工事を実施する際に必要とされる地元調整の内容や地域住民への周知方法について、明確なルールを整理するなど、地元調整のあり方を検討する必要がある。また、職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合にあっては、不当な要求に対応する措置を講じることができる体制を整備する必要がある。

さらには、このような地域を代表する自治会長が、地元調整に明らかに非協力的な行為を行う場合にあっては、地元の協力状況等を見て、工事計画の見直しを行うなど、柔軟な対応ができるよう検討する必要がある。

No14 「道路占用許可に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

津市が行った道路占用許可に関し、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が、津市に対して苦情を申し入れ、津市職員が道路占用の申請者との間で対応を求められた事実あり

イ 事案の概要

平成30年4月 あるイベントの実行委員会（以下、「申請者」という。）から、津市大門地内の市道で実施するストリートイベントに対する道路占用許可の申請を受け、建設部は、当該イベントが、前年度も道路占用許可を取得した上で実施されているもので、その趣旨においても問題がないとして、同年5月14日付けで道路占用許可を行った。その際、建設部と申請者の間に、添付書類として商工観光部の副申を添えるよう口約束があったとされる。

同年6月 当該イベントの主催者ホームページ及び新聞報道により、当該イベントにおいて入場料として300円を徴収することを知った自治会長は、建設部及び商工観光部に対し、①大門の市道で行うイベントでありながら、大門商店街商業協同組合の理事長の自分は、そのような話を聞いていない、②市道で開催するイベントに入場料を徴収することが許されるのかとの苦情を申し入れた。

これを受け、商工観光部は、申請者に対し、商工観光部として建設部に副申を出す条件として、①商店街の活性化や商業の振興に寄与するイベントであることを証するもの（企画書）、②地元、地域、周辺住民が賛同していることを証するもの（地元の同意書）、の書面提出を求めている。即ち、苦情を申し入れた自治会長の同意を取り付けるよう申請者に求めたのである。

一方、建設部は、法律顧問弁護士と、国土交通省からの通達をもとに、一度許可した道路占用許可の取消に関する法律相談を行っている。この際、法律顧問弁護士は、①個人からの申請であることを理由に許可基準を満たしていないとは言えない、②地元商店街の協力が得られないことをもって、許可の取消理由とすることは難しい、③営利目的であること、後日提出を約束した書面を提出しないことを理由に取消を行うことには問題ない、④道路占用許可の取消は不利益処分であることから聴聞手続きが必要であるとの見解を示している。

その後、商工観光部から、申請者に地元の同意書の提出を求めるも、自治会長に会ってもらえない等の理由で、申請者は地元の同意を得ることが出来ず、同意書が提出されることはなかった。

商工観光部長は、既に道路占用許可が行われていたこと、また、ホームページや新聞報道等でイベントの開催が既に発表されていたことを踏まえ、何とかしてイベントを開催する手立てがないか模索していた。

こうした状況が続く中、自治会長は、300円の入場料を徴収することに問題があるとして、当時、建設部を所掌する副市長と面談。その結果、建設部は申請者に対し「道路法第32条の規定に基づく占用許可に係る入場料の徴収について」の指導文書を交付し、「市道における路上イベントについては、特定人の営利目的のため公共性のない占用は認められないため、入場料を徴収しないこと。また、その徴収しないことについて周知を行うこと。」を求め、同日付けで、申請者からの確約書を受理している。

入場料の徴収については、津市からの指導及び申請者からの確約書の提出により解決したと思われるが、後日、大門でスナックの経営者を名乗る人物から当該イベントに関する苦情が市に寄せられた。また、同日、自治会長が建設部を訪れ、商工観光部長が同席のもと、当該イベントについては、大門商店街商業協同組合として認めない旨を理事会で決定したとする最後通牒とも思われる連絡を行った。

建設部は、口約束とはいえ、道路占用許可時に商工観光部からの副申を添付することとした以上、地元の同意が得られない状況では、商工観光部からの副申の提出は不可能と判断した上で、道路法第71条第1項第2号に基づく許可取消処分の手続きを進めることとした。なお、許可取消処分に当たっては、本来聴聞手続きが必要であるところ、イベント期日が迫る中、混乱を回避するために聴聞手続きを省略した上で手続きを進めている。結果的には、申請者から道路占用廃止届が提出されたため、道路占用許可の取消処分には至らないまま、このイベントは中止されるに至った。

この事案は、自治会長からの苦情に端を発するところ、イベントが中止になった理由は商工観光部からの副申が出せないことであり、その原因は、自治会長が理事長を務める大門商店街商業協同組合が同意をしなかったことにある。平成30年度のイベントにおいては、組合として同意ができないとの回答であった。組合の態度が前年度と変わったのは、自治会長が当該組合の理事長となったことがおそらくの原因であり、自治会長が理事長としての権限を行使して組合として同意を与えなかったのだろうということが容易に推察される。

この他にも、自治会長は、津市が道路占用許可を行った第三者による工事（ガス関連工事や電気関連工事等）について、例えば、当該工事における交通誘導の不備や、当該工事に関する事前の地元調整の不備等を理由に、道路占用を許可した建設部に対して、様々な苦情を申し立て、一定期間工事の施工をストップさせるとともに、津市の職員に対し、相手方に謝罪をするよう求めた事例がある。その際、相手方の対応が不十分として、津市職員が自治会長に謝罪を求められたケースもあった。なお、こういった行為は、No18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」として関係職員から報告がなされている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

本事案の道路占用許可が、前年に同様のイベントが行われていたことをもって許可されており、道路占用許可の条件として副申の提出を条件とすることを明記していないこと、さらには、一旦、道路占用許可を与えながら、後日、自治会長の指摘により、「道路法第32条の規定に基づく占用許可に係る入場料の徴収について」の文書を交付し、申請者にその是正を求めていること等、道路占用を許可するに当たっての審査のあり方は、杜撰であったと言われても致し方ない。

まして、法律顧問弁護士による弁護士相談により、「地元商店街の協力が得られないことをもって、許可の取消理由とすることは難しい」との見解を得ながら、最後まで、商工観光部に対して、申請者が地元の同意を得ることを前提とした副申の提出を求め続け、結果として、副申が提出されないことを理由に道路占用許可の取消処分を行おうとした建設部の姿勢には、問題となる行為があったと言わざるを得ない。

この建設部の判断は、当該イベントの実施を認めないとする自治会長の意向が強く影響したものと推察でき、副申の提出を求められた商工観光部も、何とかしてイベントを開催させたいと考えながら、最後まで、自治会長を意識して大門商店街商業協同組合の同意に固執したことには疑問が残る。

また、その他の津市が道路占用許可を行った第三者による工事に関する事案については、道路占用許可を行った第三者による工事の施工に関し、自治会長からの苦情に対し、道路占用の許可権限を持つ津市が、自治会長と第三者とのトラブルの間に介在させられ、解決にあたること自体に問題がある。

エ 事案の経緯と背景

この事案は、そもそも、平成29年度のイベントの実施に、当時の大門商店街商業協同組合の前理事長が全面的に協力していたものが、当該組合の理

事長が自治会長に変更された後の平成30年度のイベントにおいては、自治会長が、組合の理事長としての権限を行使することで同意を与えなかったことが容易に推察される。

自治会長が、地元の同意の必要性を根拠に、市職員にその対応を要求する行為は、市発注の工事に係る工事請負業者の地元調整について、市職員を介在させる事例と類似するところであり、自治会長のこの行為は、第三者との間に市職員を介在させることで、申請者たる第三者に対し優位に物事を進めようとする一つの手法であると推察できる。

この事例においても、自治会長は、道路占用許可業務に関する建設部の対応の不備を指摘するとともに、何とかしてイベントを実施させたい商工観光部の意向を知りつつも、商工観光部が求める地元の同意、即ち自己が理事長を務める大門商店街商業協同組合としての同意を行うことはなかった。その際、津市職員を申請者との間に介在させるという方法を用いることで、自己の求める結果を実現しようとする意図が伺える。

一方、申請者から見れば、昨年度も同様のイベントを実施し、本年度も道路占用許可が認められたことをもって、自らのホームページや新聞掲載等により広く市民に周知した当該イベントを、自治会長の同意が得られないことを根拠に、イベント実施の直前になって、津市から道路占用許可の取消を宣告されたとあっては、津市に対する不信感たるや想像に容易い。

オ 今後必要な措置、対応

事案の経緯と背景に記述したとおり、市職員が自治会長にうまく利用されていたともいえ、まして、「中間報告書」に記述したとおり、津市役所全体に自治会長に対する警戒心・恐怖心が蔓延する中で、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、できる限り自治会長の要求に応じようとするあまり、毅然とした対応が取れなかったとも考えられる。

しかし、津市は、許可行政庁として、道路占用許可に係る審査について慎重を期するべきということは言うまでもない。許可行政庁は、自治会長に限らず、第三者からの指摘をもって、その判断を覆すことなどあってはならない行為であり、あくまで法に照らして適正に判断すべきものである。

今後については、道路占用許可に当たっては、いかなる理由があろうとも、厳格なルールに基づいて許認可事務に取り組む必要がある。

また、職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合にあっては、不当な要求に対応する措置を講じることができる体制を整備する必要がある。

No10「中学校増築工事における下請け業者のあっせん疑惑に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

教育委員会及び営繕課の職員が、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から、ある塗装業者を以下の工事の下請け業者として使うことができないかという要望を受け、元請け業者にその要望を伝えた事実あり

平成27年度営教総補継第8号 美里地域施設一体型小中一貫校整備に伴う津市立美里中学校増築その他工事（以下、「本件工事」という。）

イ 事案の概要

平成27年6月 ある市議会議員から、美里中学校の出身者が代表取締役を務める塗装業者（以下、「当該塗装業者」という。）が、本件工事の関係で話があるので聞いてやって欲しいとする連絡が教育委員会にあった。

同年7月 自治会長から教育委員会に対し、本件工事に当該塗装業者を下請けに使えないかという要望があり、教育長室において、当時の教育長と教育総務課長が直接その要望を聞き、その内容は、教育総務課長から当時の施設担当副参事にその内容が伝えられている。

その後、自治会長は、当該塗装業者とともに市役所を訪れ、当時の営繕課長及び教育総務課施設担当副主幹（以下、「担当職員」という。）に対し、①当該塗装業者の社長が美里中学校出身なので、ぜひ本件工事に関わりたい、②当該塗装業者が本件工事の元請け業者に打診したものの、既に市外の塗装業者に下請けが決まっているとのことで見積さえ出させてもらえない、③下請けには、市内業者を優先させるべきである、といった要望を行った。その際、担当職員は、市内の業者を優先することは絶対ではなく、業者間の話であり津市が関与する話ではない旨、回答した上で、このやり取りを上司に報告している。

この報告を受けた営繕課長の上司であった当時の営繕担当理事は、これ以前に、ある市議会議員から教育委員会に本件工事についての連絡があったこと、自治会長から教育委員会に本件工事の下請けに関する要望が行われていたことから、元請け業者に対し、美里中学校の出身者が社長を務める当該塗装業者から、本件工事の下請けに入りたいという要望が津市にあったことを伝えたという。また、元請け業者との協議の際に、下請け業者については、市内業者への配慮事項がある旨、元請け業者に伝えていたようである。

同年11月 元請け業者から営繕課に、施工を分割（棟分け）することにより当該塗装業者を下請け業者とする旨の報告書が提出された。これを知った自治会長は、市役所を訪れ、7月に下請けの要望をしたのに、ようやく11月に下請け契約の話になった。当該塗装業者の下請け金額が、もう一社の市外の塗装業者の下請け金額に比して低いことに非常に不満を持っている。地元でのトラブル調整のためにも諸経費が必要ではないのか、地元業者がいなければ調整もできないだろう。市役所には下請けの強制権はないと言うが、強く元請け業者に要望すべきである。等と強く営繕担当理事や担当職員らに迫ったという。

これを受け、営繕担当理事及び担当職員は、元請け業者と協議を実施。市側からは、あくまで「第三者の市民からの要望」として、①市内の下請け塗装業者の工事費が安い、②地元調整には地元業者が必要ではないか、③7月に話をしたのに、なぜ今頃の下請け契約となったのか、について元請け業者に回答を求め、元請け業者からは、下請け金額に関しては、他の業者と不公平が無いように考慮して契約する予定であり、契約時期については、工事の工程をみて適時行っている、との回答を得ている。なお、この協議結果は、自治会長に伝えられている。

平成27年11月10日付け部分下請通知書によれば、元請け業者は、塗装工事につき、当該塗装業者へ4,320,000円で下請けをさせたこととなっている。

以上が、本事案の概要であるが、教育委員会及び建設部の職員から、本件工事の元請け業者に対し、あくまで「第三者の市民の要望」として自治会長の意向が伝えられたことは事実であるが、特定の業者を下請けに使うよう直接的な指示を行ったものではなく、このことをもって、元請け業者に対する下請け業者のあっせん・強要があったとは言えない。また、教育委員会からスピーカー機能を使用し元請け業者に電話をした事実は確認できなかった。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

発注者である市職員が、元請け業者に対し、特定の業者名を告げた上で、下請けに入りたいという要望がある、他の下請け業者の請負金額の点で不満を持っている等と伝えること自体、本来、元請け業者が行うべき下請け業者の選定について、大きな影響を与えたものと考えられる。事実、当初、見積さえ出させてもらえなかった当該塗装業者が下請け業者として選定され、元

請け業者との間で4,320,000円の下請け契約を締結するに至っている。

このことは、結果として、津市や市職員が、元請け業者にプレッシャーを与えることに繋がり、自治会長や当該塗装業者に格別の配慮をしたと言われても致し方ない行為であり、営繕担当理事や担当職員らに問題となる行為がなかったとは言えない。

エ 事案の経緯と背景

工事に関わる市職員は、下請け業者の選定等は業者間の話であり、津市が介入するものではないという共通の認識を持っていた。現に、自治会長からの「市内の業者を優先すべき」との要望に対し、「市内の業者を優先させることは絶対ではない」として一度はその要望を否定し、その後の元請け業者との協議においても、「下請け業者については、市内業者への配慮事項がある」とだけ伝えている。

一方、当時、市役所全体に、「自治会長から要望があった場合には、特に幹部職員の間には、反目することによる他の部署への影響や、組織の中で孤立することを恐れ、自らの権限の下、法に違反しない範囲で、できる限り要求に応じることを前提に物事を考える」といった共通の認識があり、そのため、自治会長からの要望を受けた営繕担当理事は、仕方なく、あくまでも「第三者の市民の要望」として、その要望内容を元請け業者に伝えたものと推察する。

オ 今後必要な措置、対応

そもそも、市が業者間の下請け業者の選定に関与することなど、あってはならないのは当然のことである。

本来、市職員は、自治会長の言い分の正当性について判断し、受注者に対する不当な要求にも毅然とした対応を取るべきであり、今後については、工事関係者との間で、職員がやむを得ずトラブルに巻き込まれた場合には、三重県警察との連携のもと、不当な要求に対応する措置を講じることができない全庁的な体制整備が必要である。

No12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

中央市民館職員等がフードバンクの食料等の保管、企業等からの食材提供の受付、運搬、設立に関する書類作成等を行っていた事実あり

イ 事案の概要

フードバンク三重は、「廃棄食品の削減と有効利用できる社会の実現を目指し、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業や個人から寄附を受け、フードバンク事業により生活困窮者等の支援を必要としている人に対して生活支援を行い、もって地域の福祉環境の向上と相互支援の社会づくりに寄与すること」を目的に、特定非営利活動法人として、平成29年1月に設立された団体である。

このフードバンク三重の設立申請にあたっては、ある職員が、平成28年春頃、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）と当時の人権担当理事、当時、環境部に所属していた職員（既に退職）から、フードバンクの設立に係る申請書の作成を依頼され、依頼を受けた職員は、特定非営利活動法人の設立に必要な「設立認証申請書」を作成し三重県等への手続きを代行した。また、平成29年1月の設立以降も「法人等の設立申請書」「法人市民税・県民税減免申請書」「事業報告書」「役員の変更届出書」を作成し三重県等への手続きを行っている。なお、これらの業務は、全て有給休暇を取得する若しくは休日を利用して勤務時間外に行っていたといい、費やした時間は概ね100時間に達したという。

中央市民館では、フードバンク三重から大型冷蔵庫及び冷蔵庫が持ち込まれフードバンク三重の倉庫に入りきらなかった食材を保管していた。また、中央市民館において、企業から直接、食材の提供を受け付け、場合によっては中央市民館職員が受け入れに際して運び入れの手伝い、物品希望者への食材の配達業務を行っていた。さらには、フードバンク三重の倉庫に保管されている期限切れの食材の処分や倉庫の清掃業務等を行う場合もあった。

中央市民館におけるフードバンク三重に対するこれらの「便宜供与」は、自治会長からの申出によることは間違いないが、当時の人権担当理事が、「フードバンク三重は社会貢献活動を目的に設立されたNPO法人であり、その活動は、中央市民館の設置目的（市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉

の増進を図るため)に合致するものである。」とする自治会長の意見を踏まえ、中央市民館としてもできる限り協力すべきとの認識を持ったことに起因する。当然のことながら、当時、自治会長の知人女性であるフードバンク三重の理事長が、中央市民館に臨時職員として勤務していたことが、当時の判断に大いに関係したことは間違いない。

とはいえ、中央市民館館長及び職員は、公の施設である市民館においてフードバンク三重の食材等を保管すること、ましてや職員が食材の運搬等の業務を勤務時間中に行うことに問題があると認識しながら、フードバンク三重による中央市民館の使用、及び職員の職務専念義務違反が常態化する中、この問題について、当時の人権担当理事や地域調整室との間で相談協議した形跡はなかった。

令和元年9月26日 中央市民館に臨時職員として勤務していたフードバンク三重の理事長が退職(退職の経緯は、「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」調査結果報告書に記載のとおり。)したことをきっかけにこの状態は一部改善されることとなる。令和元年12月、当時の人権担当理事が相生町自治会長に対し、中央市民館がフードバンク三重の食材等の引き受け場所や保管場所として利用されていることについて問題を提起し、自治会長を説得した上で、中央市民館に保管されていた食材等については、フードバンク三重に返却されることとなった。なお、中央市民館に設置されていた大型冷蔵庫及び冷蔵庫については、フードバンク三重から、中央市民館における文化祭開催時等に活用して欲しいとの申し出を受け、今もなお中央市民館に設置されている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

たとえ公益的な目的のNPO法人であっても、市とは別の民間の一団体に過ぎないのは当然であり、これを特別に扱い、本来当該団体自体が労力と費用等を費やし行うべき設立等の申請書類の作成等を市職員が全面的に行うことなど言語道断である。

当時の人権担当理事が、フードバンク三重の設立目的にある意味賛同し、後輩職員に設立申請の手続きを依頼した行為は問題があるとはしか言えない。一方、設立申請の手続きを行った職員については、一個人のために市職員が便宜を図った行為は非難されるべき事であり倫理上の問題はある。ただし、当該職員は、理事からの依頼を一種の職務命令と感じ、本来便宜を図るべきではないことを承知の上でやむなく行ったものであり、当該事務を全て業務

時間外に自らの時間と労力を費やして行っていた点からも、一概に非難できるものでもない。

中央市民館をフードバンク三重の食材等の保管場所等として使用を認めたことは、明らかに違法行為である。まして、中央市民館職員が、食材の搬入や配送等の業務を行っていたことは職務専念義務違反であることは明白である。この状態を長期間黙認してきた中央市民館長をはじめ、中央市民館を所管する地域調整室、それを統括する人権担当理事の責任は重大であると言わざるを得ない。

エ 事案の経緯と背景

フードバンク三重の設立の目的は、「廃棄される前の食材の有効活用と生活に困窮した人たちに食材を提供すること等により、社会貢献活動を行うことを目的」とするものであり、そのことだけを見ればNPO法人として正当な団体であると言える。平成30年10月には、その趣旨に賛同し、フードバンク三重の理事に市議会議員の妻が就任している。事実、フードバンク三重の活動自体は、生活困窮者への食材支援のほか、新入学児童に文具セットを本市小学校新入学児童へ寄贈するなど、NPO法人としての設立趣旨に沿った活動がなされていたようである。

しかし、その一方で、NPO法人設立の段階から市職員を関与させ、フードバンク三重の理事長が臨時職員として勤務する中央市民館において、職員に食材等の受け入れ、保管、配送を行わせるなど、中央市民館自体をいわば私物化していたと言える。

本来であれば、この状態を認知する中央市民館の館長が、上司である人権担当理事や中央市民館を所管する地域調整室に報告し対応を求めるなど、ここまで常態化するまでに何らかの対応は行えたはずである。

しかし、この問題は、フードバンク三重というよりは自治会長が大きく関与する問題であり、地元の市民館として自治会長に日々、直接接する職員においては、自治会長に対する恐怖心たるや他の市職員に増して大きかったことは想像に容易い。この事案は、「中間報告書」に記述する「結果として、相生町自治会長に過剰に寄り添った過度な「付度」により、職務の公正公平な執行が歪められる事態に至った。」典型的な事例である。

なお、平成30年12月には、市議会定例会において、ある市議会議員がフードバンク三重についての発言通告したところ、自治会長から、「発言通告前に断りを入れなかった、事前に調べる前に通告を行った」等として言いがかりをつけられ、当該議員は呼びつけられた職員、議員の前で自治会長に

謝罪し（謝罪の状況は、「謝罪（丸刈り・土下座）に関する事案」に関する調査結果報告書のとおり。）、後に発言通告を撤回していることからみても、自治会長がフードバンク三重に直接的に関与していたことは明らかである。

オ 今後必要な措置、対応

本件は、NPO法人の設立趣旨、活動内容を理由に正当性を主張することで、行政の公正公平な執行を歪められた事案であると言える。この自治会問題は、本庁舎のみならず、津市役所のいかなる施設においても起こり得る問題として、とりわけ、地域住民と直接、接する機会が多い職員ほど問題に巻き込まれる可能性が高いとも言える。

全ての職員が、職員倫理の認識を再認識するとともに、不当要求に関する意識を改め、職員が不当な要求を受けた際には、直ちに相談・対応できる体制の構築が必要である。

No13 「市職員の私的利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

市職員が、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）に私的に利用されていた事実あり

イ 事案の概要

自治会長は、主に地元自治会と密接に関連する業務を行う施設に従事する複数の市職員（以下、「当事者職員」という。）に、自治会長として市職員に求めることが可能な範疇を超えた、明らかに私的とも言える作業等を行わせていた。

職員からの聞き取りによれば、その私的な作業等の内容は、自治会長が管理する建物の清掃や片付け、自治会長が管理する敷地の除草や草木の管理、害虫駆除、自治会長の自宅周辺の側溝清掃や除草、このほか、自治会長の自宅への監視カメラの設置やガレージの組み立てなど、自治会長が管理する建物の改修等も当事者職員に行わせていた。さらには、驚くことに、自治会長の飼い犬の散歩、病院の予約や通院時の送迎、親族宅への私物の配達、車の洗車、車検や整備のための運転、買い物や自動車オークション会場への同行など、その私的利用の実態は極めて多岐にわたっており、想像をはるかに超えるものであった。

これら作業等の依頼は、自治会長が直接、当事者職員に依頼する以外にも、自治会長の知り合いと思われる人物、自治会長の知人女性を介して依頼されることもあったといい、中には、自治会長から依頼を受けた当事者職員の上司から、これら作業等の実施を命じられることもあったという。

当事者職員は、全体の奉仕者である公務員として自治会長の私的な作業等の依頼に応えるべきかを葛藤しつつも、その職場の状況から、これまでの例に倣うほかないといった思いから、仕方なくこれらの依頼に応じていたケースがほとんどであった。

作業等の依頼を受けた当事者職員らは、自治会長の私的な買物の一部以外は、その依頼内容から、主に平日の勤務時間内に作業を行うことを求められ、当事者職員の中には、自ら年次休暇を取得して作業等を行う者もいた。

このような状況から、当事者職員自身をはじめ、その上司、また、当事者職員がこれらの作業を行っていることを知る他の職員も、それが公務として適正でないものであることは認識していたと考えられる。

なお、当事者職員は、作業等の後に、自治会長から弁当や庶民的な店での食事等を提供されたことや、マスクなどの少額な物品を提供されたことがあ

ったというが、それ以外に、これら自治会長の私的な作業等を行う見返りとして、金銭等の報酬に値する対価を受け取ったという事実はない。当事者職員は、買物を行った際の釣銭等についても、領収書等とともに全額、自治会長に返金していたといい、自治会長が、店舗での食事の支払いを全額負担した場合は、次の食事では、市職員が全額負担するなどしていたという。

自治会長による市職員の私的利用は、これらの作業等を依頼された当事者職員の他にも、自治会長が関与する飲食店におけるイベントの際、若手職員らを店のスタッフのごとく従事させていた事案（No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告のとおり）や、自治会長の知人女性が理事長を務めるフードバンク三重の設立、運営に関して市職員を私的に利用した事案（No12「中央市民館職員等によるフードバンクへの関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告のとおり）、中央市民館の職員を通じて、様々な行政手続きを仲介させる行為など、あげればきりが無いほどである。

なお、自治会長の市職員の私的利用に関し、刑罰法令に違反するおそれがあると思われる事案に関連するものについては、この調査結果には含まず、後に公表するそれぞれの事案の中で報告する。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長からの求めに応じ、公務中に一個人の私的な作業等を行う必要など一切なく、全体の奉仕者である公務員として毅然とした態度で拒否すべきであったことは言うまでもない。

当事者職員は、勤務時間中にこれらの作業等を行うことは職務専念義務違反にあたることは認識していたはずであり、たとえ、年次有給休暇を取得していたとしても、そもそも、特定の利害関係者からの理不尽な要求に応じること自体、コンプライアンスの観点から問題である。

ましてや、当事者職員の上司である職員にあっては、本来、自治会長からの要求が適正なものかを判断し、毅然とした対応が求められるところ、この状況を知りつつも、制止を行うどころか、公務でない知りつつも恐怖感や自治会長との今後の円滑な関係を優先するあまり、自治会長からの求めに応じ部下である当事者職員に作業等を命じるなど、問題解決を図ることなく黙認していた状況は、当事者職員を孤立、失望させることにも繋がり、上司としての責任は重い。

なお、当事者職員の作業等の中には、日常的かつ、頻繁に長期間にわたって行われていたものもあるが、当事者職員の行為は、地元と密接に関連した施設においては、自治会長とのトラブルを回避することを優先することが、円滑な業務に繋がるといった認識の中で、いずれの場合においても日々の業務に著しい支障を及ぼしたとまでは言えない。

また、当事者職員の中には、作業等の終了後に食事や物品を提供されたケースもあったとされるが、いずれも高額とはいえない弁当や庶民的な店での食事の提供であり、当事者職員から見返りを要求した事例もない。むしろ、自治会長からの食事や物品の提供を拒否したいとの思いを持ちつつも、拒否することが更なるトラブルに発展しかねないとの思いから、やむなく提供にに応じていたと推察でき、これをもって利益供与があったとはいえない。

しかしながら、こうした特定の利害関係者から提供を受け入れる行為は、それが、社会通念上、相当と認められる範囲であったとしても、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがあり、公務員として厳に慎むべき行為といえる。

エ 事案の経緯と背景

当事者職員や、その上司らが、これら自治会長からの私的な作業等の依頼に応じるきっかけは、これら施設が、地元住民の期待に応え、地域社会に貢献するための施設として運営されてきた経緯の中で、過去から長年にわたり、「可能な限り地元自治会に寄り添った業務を行うことが、この施設に与えられた役割である」、「自治会長と良好な関係を保つことが、トラブルを回避し、今後の自身の円滑な業務に繋がる」との思いがあったためと推察できる。

当初は、自治会としての提出物を市役所に運ぶなどの、言わば「公務の範疇」とも解し得る些細な依頼であったものが、度を越えた私的な作業等の要求へと拡大して行き、一度、何らかの要求を受け入れた事例を作ると、同様の要求を受けた後任者は、前任者の行動から、更に断り難い状況に追い込まれ、自治会長からの要求は、どんどんエスカレートしていったものと考えられる。

これらの状況に陥った理由は、中間報告書にも記述した自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。当事者職員や、その上司らが、職務専念義務違反に抵触するとの認識を持ちながらも、自治会長からの私的な作業等の要求を受け入れてきた行為は、視点をかえれば、自治会長からの要求に応じる必要がないことを認識しつつも、これを断ることが出来ない状態にあったともいえ、自治会長と日々直接的

に接触する機会が多い地元と密接に関連した施設においては、そこで公務に従事する職員として、特に声を上げづらい雰囲気・状況であったことは、想像に難くない。

関係職員からの聞き取りによれば、地元の事情に精通した職員ほど、過去からの経緯も含めて自治会長との距離は近く、それに起因する実態のない恐怖感からか異論を唱えることはできなかった。更に、地元自治会と密接に関連する業務を行う施設においては、特に異論を唱え難い職場の雰囲気があり、仮に、そうした場合は、自らが孤立感を深める結果となることが明白で、ゆえに、ほとんどの場合は、いわば、言われるままに自治会長の要望に応じていたという。このため、自治会長からの直接的な恫喝や強要等の事実までは確認できなかった。

オ 今後必要な措置、対応

津市役所のいかなる施設においても起こり得る問題として、とりわけ、隣保館や出張所など地域住民と直接、接する機会が多い職員ほど問題に巻き込まれる可能性が高いとも言える。

この問題は、津市職員に、公務員として職員倫理や行動規範に対する知識が不足していたという問題ではなく、不当な要求に対する職員の意識の問題である。全ての市職員が、日々の公務において職員倫理が意味することを真に理解し、不当要求対応に関する意識を今一度、再認識し、いかなる不当要求に対しても毅然とした対応がとれるよう改める必要がある。そのためにも、職員が不当な要求を受けた際に、直ちに相談・対応できる体制や運用方法の構築など組織として対応する仕組みづくりが必要である。

No15 「中河原西自治会の設立に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

中河原西自治会が相生町自治会から分離し設立された事実あり

イ 事案の概要

平成30年度、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から地域連携課に、中河原西自治会を分離して活動したい旨の相談があった。その際、地域連携課は、広報配布等の交付金にも関係するため自治会の内容を明らかにしてもらう必要があること、手続き書類が必要であること等を自治会長に説明している。なお、世帯数は10世帯であったが、自治会の設立には複数世帯であれば特段加入世帯数の縛りはなく、世帯数が10世帯でもそれ自体は問題とはならなかった。

平成31年4月1日付けで、中河原西自治会が相生町自治会から分離したことを届け出る「自治会分離届」が提出され、地域連携課は、関係書類として提出された、①自治会規約、②自治会専門部会設置規程、③自治会役員名簿、④会員名簿の代わりとなる加入世帯が記された住宅地図（図面上では相生町から7世帯、大井町から2世帯、中河原から1世帯の計10世帯と思われる。）により確認を行っている。また、同日付けで、自治会長の新任者を報告する「町自治会長届（分離）」が提出され、中河原西自治会は設立されるに至った。

その後、中河原西自治会の活動実態についての实地検証等を行っていないが、広報は、各世帯に配布されていたようであった。

中河原西自治会の設置目的、動機は不明である。何かの補助金の受け皿に使うつもりだったのか、とも考え得るが、中河原西自治会が何か事業に関する補助金の交付を受けているという事実はない。

令和2年12月10日、中河原西自治会は解散した。解散理由は、提出された「自治会解散届」上は、「病気の為」とあるが、詳細を尋ねたところ、役員の大半が自治会を脱退したためであるとのことであった。

中河原西自治会には、平成31年度町自治会交付金として28,100円が交付されている。また、令和2年度町自治会交付金として同じく28,100円が交付されているが、令和2年12月に当該自治会が解散したため、令和3年1月13日付け「町自治会交付金未使用報告書」が提出され、未使用分の交付金20,000円は返還された。なお、平成31年度に支払われた町自治会長報償金45,000円、令和2年度町自治会長報償金45,000円については、自治会が解散した場合であっても返還の必要はない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為なし

そもそも任意自治会の設立に際して、法的規制はない。よって、自治会を構成する世帯数や自治会の活動内容に制限はなく、自治会の区域についても、社会通念上まとまりのある区域が想定されるものの、飛び地が認められないものでもない。

また、町自治会交付金については、「津市自治会交付金交付要綱」に基づき支払われているものであり、加えて、令和2年度は、自治会解散に伴い、20,000円の返還がなされている。町自治会長報償金についても、「町自治会並びに町自治会長及び地区自治会連合会長への公費支出基準」に基づき支払われているが、報償金については、交付金と異なり、自治会解散をした場合にあっても返還の規定はない。

これらのことから、中河原西自治会の設立、解散、交付金や報償金の支払い、手続き上、問題があるとは言えず、自治会長からの相談を契機としているものの、市職員が何ら特別扱いをしたわけでもなく、他の自治会においても分離独立はあり、他の自治会と同様の取扱いをしたままであり、市職員に問題となる行為や行き過ぎた行為は存在しない。

エ 事案の経緯と背景

中河原西自治会設立の目的、動機は不明である。自治会長に何らかの意図があった可能性も考えられるが、書類上、手続き上、設立にも解散にも問題はないと言える。

オ 今後必要な措置、対応

特に必要な措置なし

No16 「人事異動への関与に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長より、市職員の人事異動、昇任等の処遇について、人事課その他職員への申し入れがあった事実あり

イ 事案の概要

人事課には、相生町自治会長のみならず、他の自治会長や市議会議員などから、市職員の処遇や仕事ぶり等について意見が寄せられることがあるという。人事課は、それらの意見を情報として記録にとどめるものの、それによって人事異動が左右されることはない。人事異動については、あくまで、各担当部長からの人事ヒアリング、本人から提出される自己希望調書、職員の年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄等を踏まえ適切に行われていると言える。

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）は、①自治会長とのトラブルをきっかけに、そのような職員は異動させた方がいい、②仕事ぶりから見て、この職員は昇任させた方がいい、③今の職場にはこの職員が必要なので異動させないでほしい、④他の職員から不満が出ているので異動させた方がいい、⑤この職員は、家庭の事情があるので考慮してやってほしい、といった意見を直接、又は間接的に人事課に伝えていたようである。

また、自治会長は、そのような人事に関する自らの意見を多くの幹部職員らの前でも話していたようである。

人事課が記録にとどめた自治会長からの意見に関する人事異動について確認したところ、全てにおいて、不自然な人事異動は見受けられなかった。

人事異動が、本人からの自己希望調書や各担当部長からの人事ヒアリングをもとに、職員の年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄等を踏まえて行われることは当然のところ、その結果として、この自治会長からの意見に限らず、人事課に寄せられた意見と合致するケースは起こり得ることである。

一方、津市事務分掌規則第9条（関連事務及び相互援助）第2項には、「事務処理上特に必要がある場合は、各所属長の権限において、適宜、他の部署の職員に援助させることができる。」と規定されており、いわゆる「相互援助」や「業務応援」という形で、人事異動の発令を伴わず職員の配置換えができることとなっている。この制度のもと、部内の相互援助や業務応援という形で自治会長の意向が働いた可能性がある事案が2件確認できた。

平成29年12月 都市計画部内での相互援助という形で、ある職員が建築指導課から津駅前北部土地区画整理事務所に配置換えされている。当時の決裁には、その理由として、「津駅前北部土地区画整理事務所が事業完了に向け行う換地処分の作業量が膨大となり、年度末にかけて人員が不足するため、部内調整の結果、相互応援として職員一人を援助職員として配置する。」と理由が付されている。この相互援助を命じられた職員は、同年12月に自治会長が経営に関与するスナックを利用した際のトラブルに起因して、自治会長から謝罪を求められ、「謝罪（土下座、丸刈り）に関する調査結果報告書」に記述があるように、その上司や関係する職員が数回にわたり呼びつけられ、自治会長に謝罪している。この謝罪と相互援助の直接的な関係性は定かではないが、自治会長の意向が働いた可能性は否定できない。

なお、当該職員と自治会長とのトラブルは人事課でも把握しており、本人からの自己希望を踏まえ、当該職員は、平成30年度の人事異動において都市計画部から他の部局へ異動している。

平成30年3月 人事異動の内示前後に自治会長から、ある環境事業課技能員の課内での態度が悪いとして、当該技能員を建設部に異動させるよう当時の環境部長に申し入れがあった。環境部長は、内示後に部を跨いだ異動はあり得ないとして、この申し出には応じなかった。

同年4月 折しも、「大型家具等ごみ出し支援事業」の開始時期であったため、環境部長は、環境政策課における同事業の受付担当として、当該技能員を環境部内の業務応援という形で、環境事業課から環境政策課への配置換えを行っている。

当該技能員に環境事業課内での態度が悪いといった実態はなく、当時、自治会長との関係が良好ではなかったことが、自治会長がこの技能員の異動を申し入れた要因であったと推察し得る。なお、当該技能員は、年度途中、環境部長に環境事業課に戻して欲しい旨を申し入れたが、環境部長は、年度末まで業務応援が必要として、本人からの申し出には応じなかった。この業務応援が直接、自治会長からの意向を踏まえた対応であったとは断定できないが、関係性は否定できない。

なお、当該技能員は、本人からの自己希望を踏まえ、平成31年度の人事異動において環境部から他の部局へ異動している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

自治会長から人事課に意見が寄せられた人事案件の中には、本人の異動希望、能力面、年齢、人柄、経験年数、所属長の意見などからみて、不合理な人事異動と断定できるものはなかった。

一方で、自治会長からの人事異動の要求に屈したわけではないが、折衷的な解決を図るために、部内の相互援助や業務応援により職員の配置換えを行った可能性を否定できない事案が存在する。

しかし、これらの事案には、津市事務分掌規則第9条第2項に基づく相互援助を必要とする一定の理由が成立していること、また、当時の部長が、何らかの要因で自治会長との間でトラブルを抱えた職員のことを考え、当該職員と自治会長との距離を置く一つの手法として部内の配置換えを選択したものと推察し得ることから、その行為に問題があったとまでは言い切れない。

ただし、相互援助や業務応援を行う際に、こういった職員と自治会長とのトラブルの状況を人事課に報告していないことには問題があると言え、部長の権限で職員の配置換えを行う際には、事前に当該職員の意見を聞いた上で、人事課とも協議を行うなど、職員側の立場に立った対応が必要であったと言える。

エ 事案の経緯と背景

自治会長と接する機会の多い職員については、その職員の仕事ぶり等が、直接、自治会長の行動にも影響を与えるため、これら職員の人事異動（異動や昇任）に関する意見が多かったのではないかと推察する。とりわけ、地元の職員に関する意見が多かったのはそのためであろう。また、自治会長は、何らかのトラブルや自らの意に沿わないことがあったことを契機に、その職員の人事異動を求めている。

自治会長は、そのような人事に関する自らの意見を多くの幹部職員らの前で話していたと証言する者もあり、多くの職員に人事異動に関する自らの考えを聞かせることで、間接的に、人事異動に対してプレッシャーを与えていたということは想像に難くない。

オ 今後必要な措置、対応

人事担当には、職員の処遇、仕事ぶり等について、真偽のほどはともかく、外部から情報が入ることはある。

しかし、仮に、自治会長の意見に人事異動が左右されることとなれば、職員の中には、自治会長の人事への影響力を利用しようというものが現れたり、逆に、自治会長の人事への影響力を恐れて自治会長の意向に沿うようにもなりかねない。まして、自らの人事異動に関する意見を多くの幹部職員らの前で話していたとなれば尚更である。

このことを踏まえ、人事異動は、本人の希望、年齢、経験年数、仕事ぶり、能力、人柄、所属長の意見などを十分に踏まえた上で、引き続き厳格に行われるべきである。

なお、部内の相互援助や業務応援については、市長決裁を義務付けるなど厳格なチェック体制を構築する必要がある。

No20-1「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与するスナックにおけるイベント時に支払った会費の一部として、市庁舎内で、市職員が自治会長の知人女性から現金入りの封筒を手渡され、それを渡された市職員が、後日これを返金した事実あり

イ 事案の概要

本件は、当時、環境部に所属していた中堅職員（既に退職）が、自治会長が経営に関与するスナックにおいて、まるで店のスタッフのごとく従事させられていた若手職員の会費の値下げを自治会長に直談判したこと（この事実は、No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」調査結果報告書に記述）に端を発する。

そもそも、これら若手職員の多くは、かねてから自治会長とプライベートでも親交のあった当該中堅職員に誘われ、スナックにおけるイベントに参加することとなった職員たちであり、この中堅職員が若手職員の出欠の確認、イベント参加者の取りまとめ等を行っていた。年々イベントの回数が増やされる中で、若手職員の会費の負担（経済的負担）が大きくなり、若手職員の中には不満を感じる者も少なくなかったため、自治会長に会費の値下げを求めるに至ったと推察する。

平成30年4月 当該中堅職員は、当時の人権担当理事に、「スナックで行われているイベント時の若手職員の会費を値下げしてもらえないか」自治会長に頼んで欲しいと依頼した。その際、人権担当理事は、着任して間もない状況で、自らが若手職員の会費の値下げを持ち掛けても自治会長は強く反発し、かえって揉め事になることを懸念したため、この依頼には応じなかった。

このため、当該中堅職員は、プライベートで参加したゴルフコンペの場所で、自治会長に対し、直接、若手職員の会費を値下げしてもらおうよう進言したといい、その場では、自治会長からは特段の異論はなかったという。

理由は定かではないが、当該中堅職員の進言に疑問を抱いた自治会長は、週明けの月曜日、人権担当理事に対し、この中堅職員が会費の値下げを進言した理由について詰問し、この職員は自分から幹部職員が集まるイベントに参加させて欲しいと言いながら、今更、会費を下げたいというのはおかしい等と立腹していたようである。その後、前人権担当理事と人権担当理

事（以下、「兩人権担当理事」という。）とともに、この中堅職員の上司であった環境部長と次長が自治会長に呼び出され、この中堅職員が会費の値下げを進言したことについて、上司としてどのように考え対応するのか見解を示すよう求められたという。このため、環境部長らは、この中堅職員から事情を聴くこととなり、それにより自治会長とこの中堅職員との間にトラブルが生じていることを初めて知るに至った。

当該中堅職員から事情を聴いた環境部長らは、自治会長の事務所を訪問。その場には、兩人権担当理事も呼び出されていたようである。その場で自治会長は、スナックでのイベントに若手職員らが参加する意義や自らの考えを一方的に主張した上で、この中堅職員に自らの主張を伝え、改めて本人の真意を確認するよう環境部長らに迫ったという。

これとは別に、ある日の深夜、若手職員2名が自治会長の事務所に呼び出され、自治会長から、当該中堅職員が会費の値下げを進言するに至った経緯や、若手職員のイベントへの参加に対する思い等について詰問を受けている。なお、この場面にも、兩人権担当理事と環境部長及び次長が呼び出されている。

このような状況が続く中、自治会長は、人権担当理事に、「会費が高いと言うなら、若手職員がこれまでスナックに支払った金を返す」として、市役所本庁舎3階地域調整室横の相談室において、兩人権担当理事同席のもと、自治会長の知人女性から若手職員らにそれぞれ現金入りの封筒を渡した。その場は、封筒を受け取らないという選択ができる状況ではなかったといい、突然、相談室に呼ばれ封筒を渡された若手職員らは困惑したという。また、当該中堅職員には、自治会長の知人女性から封筒を渡すよう依頼された人権担当理事から封筒が渡され、これとは別に、同日、自治会長宅に呼び出され、直接、自治会長から現金入りの封筒を渡された若手職員もいる。

これまでのスナックに支払った会費の返金だと察した若手職員らは、「たとえ会費の返金であったとしても受け取る訳にはいかない」、「返金を受け入れた場合は、今まで以上にイベント参加に対する自治会長の要求がエスカレートする」と思い、自治会長の知人女性から渡された現金入りの封筒（封筒の中には一万円札が2枚入れられていたようである。）を返却するために自治会長への面会を試みるも応じてもらえず、数日後、ようやく自治会長の知人女性を通して自治会長に全額を返金することができたという。

返金後、若手職員らは、あらためて自治会長の前で、不本意ながらも「これまで通りのお付き合いをお願いしたい」と謝罪したという。この時の状況

を、若手職員らは、自分たちのために会費の値下げを自治会長に直談判してくれた中堅職員に申し訳ないという気持ちを抱きつつも、この中堅職員の意見に同調することで、今度は、自分たちが組織の中で孤立し、自治会長からの糾弾を受けることを恐れて、自治会長の主張に同調し謝罪するしか他なかったと証言する。

これにより、自治会長との関係において孤立を深める結果となった当該中堅職員は、自治会長に会費の値下げを進言した自らの行為について、心ならずも「丸刈り」した上で自治会長に謝罪するという形で解決を図っている。

この6月の当該中堅職員の謝罪により、この問題は解決したと思われたが、同年8月、この謝罪をきっかけに自治会長との距離を置こうとした中堅職員に対する自治会長の干渉が始まり、この状況に精神的負担を感じた中堅職員は、長期病気休暇を取得し、環境部長らが業務への復帰を勧めたにもかかわらず辞職願を提出。平成31年3月末をもって市役所を退職している。

なお、当該中堅職員が辞職時に「複数の幹部職員が、特定の自治会長への利益供与に関係している事実がある」等の情報を人事課へ伝えたため、人事課は、これを公益通報に関わる可能性が高いと判断し、この中堅職員に対し、公益通報制度の内容と手続きを説明するとともに、事実確認を行っている。しかし、この中堅職員は、人事課による複数回にわたる確認に対し、公益通報制度に基づく通報を行う意思はなく、利益供与に関する事実や、さらなる情報を提供する意思はないと回答している。

以上が、「相生町自治会長から市職員が現金を受領し後日返金した事案」に関する経緯と概要であるが、市職員が受領した現金については、当該中堅職員が、自治会長が経営に関与するスナックにおける若手職員の会費の値下げを直談判したことに起因し、自治会長が、何らかの意図をもって、これまで若手職員が支払った会費の返金分として現金を渡したものと考えることが妥当である。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

まずもって、スナックでのイベントにおいて、店の従業員のごとく使用されることを知りながら、自治会長の求めに応じて、若手職員を勧誘しイベントへの参加の取りまとめを行っていた当該中堅職員の責任は免れない。

また、若手職員がスナックでのイベント時にあたかも店の従業員のごとく従事する姿に、誰一人として異を唱えなかった幹部職員にも責任がある。

今回、現金入りの封筒を受け取った若手職員については、その現金が、当該中堅職員が値下げを求めた「イベント時の会費の返金」を意味するものであったことは明白であり、この現金入り封筒が、自治会長の知人女性から突然渡されたこと、直ちに、その意図を察して、自治会長に返金していることから、若手職員らが一旦、現金を受け取った行為自体に問題があるとは言えない。一方で、封筒を渡した際に同席していた兩人権担当理事については、個人の飲食に関わる返金とはいえ、状況を鑑みると、幹部職員として若手職員らの受取拒否の気持ちに寄り添った対応も可能であったはずであり、責任がないとは言い切れない。

なお、本事案において、当該中堅職員が退職に追い込まれるまでには、自治会長とのやり取りの中で、幹部職員として「何らかの取り得るべき行動」があったはずであり、その点においては、これら幹部職員についても責任を感じるべきである。

エ 事案の経緯と背景

関係職員からの聞き取りによれば、当該中堅職員が自治会長との関係を持つことになったきっかけは、この中堅職員が自治会長から職務態度について糾弾され一定の解決をみたことに始まる。その後、これをきっかけに、この中堅職員と自治会長との距離は縮まり、プライベートでゴルフや食事、買い物等に行く関係になったという。また、この中堅職員は、時には、自治会長に内部情報を提供し、時には、自治会長が庁舎内に配布する文書や自治会として本市等へ要望する際の文書等を作成していたと証言する職員も多い。

この中堅職員と自治会長との関係は、若手職員のみならず多くの市職員が知るところとなり、このことは、スナックにおけるイベントへの参加を勧められた若手職員らが、この誘いを断り切れなかった要因の一つでもある。

自治会長は、これまでプライベートでも親交のあった当該中堅職員が、若手職員の経済的負担を慮り、会費の値下げを直談判した行為を、自らに「反旗」を翻したともとれる行為として認識し、その行為の撤回と謝罪を期待して、執拗に、兩人権担当理事や上司である環境部長、次長を通じて、様々な方法でこの中堅職員へのプレッシャーを与え続けたものと推察する。その結果、この中堅職員自らが勧誘した若手職員らを巻き込み、外堀を埋める形で、この中堅職員を「土下座・丸刈り」による謝罪へと追い込むこととなった。そして最後には、自治会長の意に反して、この中堅職員は自ら退職することを選択した。

兩人権担当理事や上司である環境部長らは、数日にわたり時には深夜まで、自治会長からの呼び出しに応じており、もっと適切な対応方法があったとは

いえ、何とかして事態の收拾を図ろうと努力していたことは事実である。

一方で、当該中堅職員から見れば、両人権担当理事をはじめ環境部長らが誰一人として、自治会長の言動に異を唱えず、自治会長からの意見をそのまま自らに伝える姿勢に、職務を全うしていく気力を喪失し、退職という選択を行ったものと推察する。

オ 今後必要な措置、対応

この事案も、「No18 謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」及び「No19 相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」と同様の措置、対応が必要なことは言うまでもない。

特筆すべきは、本事案が中堅職員や若手職員が対象とされる事案であること、まして、市職員が自治会長との間でのトラブルにより退職にまで追い込まれていることにある。

外部からの不当な要求に対し徹底して立ち向かう対策は当然のことながら、全ての職員が不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化が急務である。

最後に、この事案は、「No18「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」の一つとして、調査開始当初から、これに関係した職員から報告されていたものであるが、自治会長から渡された現金が、スナックにおけるイベント参加時の会費の一部を返金する意図をもって若手職員らに渡されたことが明白であり、本事案に係る概要及び経緯が、職員の退職に関わる内容にも触れることに配慮し、令和3年2月10日公表の調査結果報告書には、あえて記述しなかった旨、申し添える。

No17「相生町自治会長から津市議会議員への品物返却に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）から市職員を通じて津市議会議長へ品物を返却したことに伴い、政治団体を名乗る団体から津市長宛てに「公務員の告発義務についての質問状」が届けられた事実あり

イ 事案の概要

令和2年7月、人権課職員を通じて総務部長、議会事務局長が呼ばれ、自治会長から、津市議会議長からもらったとする品物を議長に返却してほしいと言われ、返却した後、返事が欲しいと依頼された。なお、その場には、他の幹部職員のほか市議会議員も同席している。

その後、議会事務局長は、品物を議長に返却し、議長に返却した旨を自治会長に伝えたが、議長から直接返事がないことに対して、議会事務局長の議長への伝え方が悪いとして「謝罪」を求められ、議会事務局長は自治会長に謝罪している。

令和2年8月21日 総務課窓口にて、政治団体を名乗る団体から津市長宛ての「公務員の告発義務についての質問状」が届けられる。

これを受け、総務部人事課は、事実確認を行うべく議会事務局長に対し、当該質問状に関する聞き取りを実施している。

令和2年8月25日 議会事務局長が議会棟第4会議室に呼ばれ、自治会長から、議長が品物を持ってきたことは公職選挙法違反にあたり、そのことを知った議会事務局長には、公務員として告発義務があると強く主張される。なお、その場には、他の幹部職員も呼び出され同席している。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為なし

公務員に職務上の告発義務があることは事実であり、これは訓示的規定ではなく義務的規定と解されている。

ただ、職務行為により認知した場合に義務が生じるものであって、それ以外については法的義務は存じない。

本事案は、一市民から一議員への物品の返却を代行するという行為は何ら議会事務局の職務行為に該当しない。また、自治会長からの一方的な話しがなく、議会事務局長が犯罪行為を認知したとはほど遠い状態であったこ

とは明らかである。

仮に、議長が自治会長に品物を届けたということであれば、自治会長自身が公職選挙法第199条の2に違反するとして議長を告発することは容易なことであり、市側にあえて「依頼」する必要性は皆無である。

エ 事案の経緯と背景

議会事務局といえども、一市民が一議員に品物を返却する行為を取り次いだりすることは職務の範囲外といえる。そのため、そもそも一市民に過ぎない自治会長だけを特別扱いしていることが正常な状態ではない。

今回の事案は、自治会長自身がいわば種を蒔いて、それを理由に市側に「謝罪」を迫る手法であり、関係のない他の部署の幹部職員をも呼びつけ、それらの者の前で自らの影響力を誇示しようとするものである。

オ 今後必要な措置、対応

一市民に過ぎない自治会長の市行政執務に対する介入は本事案についても目に余るものである。一方、今回の事案における議会事務局長の対応には何ら非がないにも関わらず、その場に同席した幹部職員の中には、自治会長の意見に同調した者もいるなど、まさに津市役所に、「謝罪」（土下座、丸刈り）事案の温床となるような状況が醸成されていたと言わざるを得ない。

今後については、一市民を決して特別扱いしない意思を明確に持ち、職員一丸となって不当な要求に対応する措置を講じる必要がある。

No18 「謝罪（土下座・丸刈り）に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

謝罪（土下座・丸刈り）の事実あり

イ 事案の概要

謝罪の原因については、相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）に職員が挨拶しない、職員の態度が悪い、津市発注工事の受注業者の地元説明が悪い、道路占用を許可した業者の不手際、指定管理者従業員に愛想のない対応をされた、業務委託の受注業者の態度が悪い、自治会要望に対する回答が気に入らない、自治会長が指摘した際の説明内容・説明態度が気に入らない、自治会長が事実上経営するスナックでの態度が悪いなど、謝罪を求めるきっかけは様々である。職員に言いがかりをつける材料を見つけては、職員に謝罪させることがパターンとなっていた。

また、市議会議員に関しても、市議会議員が他の市議会議員とのトラブルを原因として本会議中に議場傍聴席からのヤジが始まり、最終的に当該市議会議員が自治会長に謝罪したケースや、本会議中の市議会議員の態度が悪いという理由で、市議会議員が自治会長に土下座して謝罪したケースもあった。

自治会長が激怒しているという話が人権担当職員やその他の職員を通して本人に伝えられ、「直ちに謝罪に行かなければ大変なことになる」、「自治会長を怒らせた場合には直ちに謝罪に行くのが当然となっている」などと言われ、人権担当理事らが謝罪の場を設定し、その場に、人権担当理事、本人とその上司、また関連する所属の幹部職員（職員が絡む案件では、職員の指導教育に関することであるとして総務部、工事業者の不手際は、工事発注あるいは道路占用許可に関することであるとして建設部など）を同席させて、謝罪をさせていた。謝罪原因に直接関係が無くとも何らかの関連があれば、それに関連する幹部職員が同席させられ、中には、市議会議員が同席させられているケースもあった。

謝罪は、一度では終わらず、数日にわたり関係する幹部職員が呼びつけられて糾弾され、長時間にわたることや時には深夜になることもあったため、幹部職員は自らが土下座することにより他の職員らに迷惑がかからないよう、早期に当該事案を終わらせようとしていた。その場を初めて経験する職員も、幹部職員が土下座する姿を見て自らも土下座していた。

また、過去に最終的な謝罪の形として「丸刈り」にすることで自治会長の許しを得た事例を知る職員の中には、事態の收拾を図るために、心ならずも

自ら「丸刈り」にする者もいた。自治会長から上司に対し、本人に「丸刈り」にする考えはあるか確認するよう耳打ちがあり、上司を通して本人に自治会長の意向が伝えられ、「丸刈り」に至ったケースもあった。

次第に「丸刈り」により事態の收拾を図るといったことはなくなったが、一方で、謝罪により自治会長の許しを得た後に、謝罪をした者が関係職員を連れて、自治会長が事実上経営するスナックや小料理屋に行くことが常態化されていった。

上記のとおり謝罪のきっかけは様々であるが、ほとんどが、職員に問題となる行為がないか、あったとしても軽微である場合や、自治会長個人が被害や影響を受けていない場合であった。それにもかかわらず、幹部職員らが自治会長個人に対して謝罪し、時には土下座、「丸刈り」にまで至っている。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

全ての職員が、理由の如何に関わらず自治会長の呼び出しに応じ、謝罪を行うことは異常であり、まして、事態の收拾を図るために土下座や「丸刈り」を行うことは異常であるとしか言いようがない。

このような形で問題解決を図ろうとした職員の行為には問題があり、謝罪の後に、関係職員が自治会長が事実上経営する飲食店を利用することは、行き過ぎた行為である。

エ 事案の経緯と背景

幹部職員を含めて多くの津市職員が、自治会長は対応に注意を要する人物であるとの認識を持つ中で、市議会議員がインターネットに掲載した内容を指摘され、平成26年の夏ごろ、議会応接室において、自治会長に土下座のうえ謝罪したこと、また、平成26年11月、教育長室において、自治会長が行政に過剰な要求を行っていた市民を糾弾し、当該市民が土下座のうえ謝罪したことは、職員の間で広く知られることとなった。

市役所全体、特に幹部職員らの間で、理由はどうあれ自治会長を怒らせたなら直ちに謝罪しないと、数日にわたって幹部職員や関係職員らが呼び出されて糾弾されるなど、他の部局や多くの職員にまで波及して迷惑がかかる一方で、土下座をして謝罪をすればそれ以上の追及を受けることもなくなることも多く、土下座をして当該案件を早期に終わらせるべきであるという雰囲気

気・共通認識が広がっていった。職員の中には、上記のような状態を「洗脳されていた」という表現を使う者もいた。

自治会長からの謝罪の要求に異を唱える職員もいたが、事態が長引き、その都度同席を求められる他部局の幹部職員に迷惑がかかるなどと上司等に論され、自分の考えを変えて謝罪に至ったケースもあった。自治会長を激怒させた場合には、直ちに自治会長に謝罪をしなければ、多くの職員に迷惑がかかる、最悪の場合は、市長や副市長にも迷惑をかけ大変なことになるという認識が、人権担当理事を含む多くの幹部職員らの共通認識となっていた。

オ 今後必要な措置、対応

多くの幹部職員が、自治会長の取扱いに苦慮していたということであれば、自治会長の意向をくんで謝罪によりその場を収めるのではなく、自治会長を特別扱いしないという共通認識のもと、毅然とした対応をとるべきであった。

全庁的な不当要求に関する対応の徹底と意識改革、また、職員が不当な要求を受けた際に、相談・対応できる体制の強化が必要である。

また、自治会長からの求めに応じ、極めて頻繁に特定の飲食店を利用することについては、職員倫理の観点から問題があり、研修等により意識の改革を図るなど、早急に再発防止策を講じる必要がある。

【関連事案】

平成26年11月18日 相生町自治会長が教育長室において市民に謝罪を求め、当該市民が土下座のうえ謝罪したとされる事案について

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が、当時、行政に過剰な要求を行っていた市民に謝罪を求め、土下座させた（その際のやり取りが録音されており、インターネットに掲載されている）。

また、その様子を、教育長室に来るように自治会長が呼び寄せた津市関係職員に、逐一、目撃させた。

さらには、自治会長として、平成26年11月19日付け津市長宛ての「津市役所職員への周知の協力について（依頼）」により、別紙として添付する「協議記録」（当該依頼文書及び協議記録は、現在は議会事務局にのみ保存されており、その内容がインターネットに掲載されている）に明記する「取り決め事項」に違反する当該市民の行為を発見した場合、市職員は、速やかに自治会長に報告することを、至急、津市役所職員への周知、徹底することを依頼した。

協議記録に記載のあった市職員への聞き取り結果は、以下のとおりである。

- ①自治会長が、教育長室において、当時、行政に過剰な要求を行っていた市民に謝罪を求め、土下座させたことは事実である。
- ②協議記録に記載のある全ての職員が、教育長室における謝罪の現場に立ち会った事実までは確認されなかった。
- ③教育長室における謝罪の現場に立ち会った職員は、その多くが自治会長に、当日、急きょ呼び出された職員であり、所属の上司が不在であったため、その代わりに教育長室に出向いた職員もいた。
- ④よって、当該職員と自治会長との間で、協議を行った事実はない。
- ⑤「津市役所職員への周知の協力について（依頼）」の文書は、自治会長の指示により人権課で收受したものの、人権課が全庁各部に対して当該文書を配布し、又は周知した事実はない。なお、自治会長から市議会議長にも渡すよう指示を受けた人権課職員が、議会事務局に当該文書を届けたとのことであった。
- ⑥当該文書は、自治会長を通じて、関係する部局に配布された可能性は否定できない。
- ⑦当該市民が行政に過剰な要求を行っており、市職員がその対応に苦慮していたことは事実であるが、幹部職員が自治会長に対し当該謝罪の行為等を依頼したといった事実までは確認されなかった。

当時、当該市民への対応に市職員が苦慮していた状況は、多くの者に広く知られていたことは事実であり、自治会長は、当該市民を排除することで、また、謝罪させる状況を職員に目撃させることで、さらには、「取り決め事項」を記した文書をもって、その事実を広く職員に周知することで、自らの威力を職員に知らしめようとしたものと推察する。

文書により職員への周知、徹底は行われずとも、この事実は多くの職員が知るところとなり、それまで以上に職員は自治会長を恐れ、自ら保身のために自治会長にすり寄る職員も現れるようになっていったことは、「中間報告書」において報告したとおりである。

No19「相生町自治会長が関与する飲食店の利用に関する事案」に係る聞き取り調査結果報告

ア 事実の有無

津市職員による飲食店の利用の事実あり

イ 事案の概要

相生町自治会長（以下、「自治会長」という。）が経営に関与していたと思われるスナックは、20年～30年前にオープンしたようであるが、従前は、自治会長と職務の関係で繋がりのあった所属に属していた職員らが同店を個人的に利用していたにとどまっていたようである。

今回問題となっているスナックにおける市幹部職員らによる飲み会、すなわち「特定の店舗の大人数による継続的な利用」は、平成26年頃に始まり、当初は、あくまで幹部職員が交流する場として自治会長がスナックを提供するという建前で開始されたと思われる。

当初は、幹部会（議会開会前又は終了時の年4回開催、自治会長が指名した部長級職員の集まり）及び誕生日会（部長級職員の誕生日を祝う会）程度のイベントであったものが、徐々にイベントの回数が増やされ、最終的には、①幹部会（3か月に1回の頻度で、自治会長が指名する30名程度の部長級及び次長級職員が参加。年度末に開催される幹部会は退職者の送別会も兼ねていた）、②誕生日会（1か月に1回の頻度で、スナックに出入りする市職員並びに自治会長本人及び自治会長の知人女性の誕生日を祝う会）、③七夕会（7月7日前後の1週間をイベント開催日として、各部局単位にチケットを販売）、④クリスマス会（各部局単位にチケットを販売）が年間の定例行事として開催されるようになった。

また、参加者のとりまとめ等を行うイベントではないが、ホワイトデーの利用（2月14日に自治会長の知人女性やスナックの女性従業員からチョコレートを受け取った職員が、そのお礼として3月14日にスナックを利用する）も通例となっていた。

なお、七夕会及びクリスマス会のチケット制については、庁舎内でチケットを販売する行為が幹部職員らの間で問題視されたことを受け、当時の人権担当理事が自治会長にチケット制の廃止を申し入れ、部局ごとに参加人数を割り当て、各部局ごとに利用する形に改められている。

幹部会及び誕生日会は、人権担当理事が自治会長と日程を調整の上、各参加者への開催日時連絡や出欠・参加費のとりまとめを行っていた。（12月1日付けインターネット上に掲載された誕生日会の参加者名簿がそれに当たる。）また、七夕会とクリスマス会については、ある次長級職員が当時

の人権担当理事とスナックを訪れた際に自治会長から頼まれ、開催日時の連絡や各部局単位の参加者数の割り当て、参加費のとりまとめを行うようになった。

幹部会及び誕生日会には、幹部職員の他に若手の職員が呼ばれ、若手の職員は会費を支払った上で、世話人として会場のセッティングやカウンター内での炊事(調理や皿洗い)、各テーブルへの配膳、幹部職員の出迎えなど、まるで店のスタッフのごとく従事させられていた。飲食が許されていないわけではなかったが、世話人としての動きが悪いとの理由で自治会長に叱責されることを恐れ、実際には飲食することはなく、常に何らかの作業に従事していた者が多かった。

これらの若手職員は、自治会長と職務の関係で繋がりのあった所属に属していた職員や過去に自治会長から謝罪等を求められた職員のほか、自治会長とプライベートでも親交のあった中堅職員が個人的に勧誘した職員らである。もっとも、自治会長と親交のあった当該中堅職員は、若い職員の会費の負担(経済的負担)を慮り、若い職員の会費の値下げを自治会長に直談判した結果、自治会長に「営業妨害だ」と責められ、土下座して謝罪させられた上、退職している。

これに加え、自治会長は、平成30年3月、自治会長の知人が小料理屋を開店(令和元年9月に自治会長の知人女性が継承)してからは、各部局の忘年会・歓送迎会やスナックに行く前の1次会の場所として小料理屋を利用するよう働きかけていた。これを受けて、忘年会等で小料理屋を利用する部局は少なくなかった。さらには、謝罪により自治会長の許しを得た後に、スナックや小料理屋を利用することが常態化され、市職員による自治会長が関与する飲食店の利用は、次第に頻度を増すこととなり、中堅職員の中には、上司から頼まれ、意に添わずスナックや小料理屋を利用することとなった者もいた。

令和元年9月、自治会長の知人女性が小料理屋を継承することを知った当時の人権担当理事は、当該女性が当時、中央市民館の臨時職員として勤務していたことから、自治会長に対し当該臨時職員が兼業禁止に抵触することを指摘するとともに(この指摘を受けて臨時職員は令和元年9月26日に退職)、これまで続けられていたスナックにおける市職員によるイベントを取りやめるよう申し入れ、その結果、スナックでのイベント(市職員により参加者等が取りまとめられるもの)は中止され、各部局の判断で店を利用することに改められた。

しかしながら、その後の小料理屋の利用や、各部局によるスナックの利用は一定程度継続され、令和2年2月には、来客数の減少に悩む自治会長から再び小料理屋におけるイベントの再開を求められることとなり、その結果、第3木曜日を定例日として、各自の自由参加（ただし、欠席する場合は、各自で店に欠席を連絡）による飲み会（木曜会）が再開されることとなった。もっとも、この木曜会は、コロナ禍の影響で令和2年4月以降は開催されていない。

ウ 職員の問題となる行為や行き過ぎた行為

職員の問題となる行為や行き過ぎた行為あり

自治会長の要求に応じ、市の幹部級職員が大人数で頻回にわたり特定の飲食店を使用する状況は異常であり、悪しき慣例という言葉で収まるものではない。まして、イベントと称して特定の職員が参加者のとりまとめを行うなどの行為は、特定の市民との癒着をも疑わせる行為であり、コンプライアンスの観点からも許されないものである。さらには、約6年間にわたり、市の若手職員が会費を負担しながら従業員のごとく働く姿を数十人の幹部職員が目当たりしながら、誰一人として異議を唱えない状況は常軌を逸脱しているといっても過言ではない。

エ 事案の経緯と背景

これらの状況に陥った理由としては、自治会問題の背景や、謝罪（土下座、丸刈り）の実態が大きく関係していると思われる。

さらに、これらのイベントに出席しない場合、あるいは2次会の場所としてスナックを利用しない場合は、自治会長から「誰々は来ていない」と言っていると同僚に言わせ、あたかも、イベントに出席しないことや店を利用しないことが、自治会長に「反旗」を翻したかのように見られることを恐れ、心ならずも店を利用していた職員がほとんどであった。

また、若い職員の扱いに異議を唱えた中堅職員が、自治会長から「営業妨害」だと責められ、土下座して謝罪の上、それが原因で退職したことを知る若い職員らも、自らが声をあげるにより同様の事態に追い込まれることを恐れ、スナックの利用をやめることができなかった。

オ 今後必要な措置、対応

多くの幹部職員が、当時の状況を良いものだとは認識していなかったはずであり、誰かが声を上げ、すみやかに対応を協議すべきであったと考えられる。

自治会長からの求めに応じ、市職員が極めて頻繁に特定の飲食店を利用することについては、職員倫理の観点から問題があり、研修等により意識改革を図るなど、早急に再発防止策を講じる必要がある。